

支給限度基準額と対象となる住宅改修について

○支給限度額について

居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給限度基準額は次のとおりです。

- ・ 要支援・要介護等状態区分に関わらず、同一住宅・同一対象者に対し20万円までです（保険給付は9割のため支給は18万円まで）。
※所得によって保険給付が8割となる場合もあります。
- ・ 要介護状態が3段階以上上がった場合や市内で転居した場合は、例外として、改めて支給限度基準額までの住宅改修費の支給を受けることができます。

○対象となる住宅改修について

- ①手すりの取付
- ②段差の解消
- ③滑りの防止・移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取替え
- ⑤洋式便器等への便器の取替え
- ⑥その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要な住宅改修

※その他不明な点は福祉課高齢者支援係（0768-82-7749）までお問い合わせください。